



宮 崎 県 公 報

平成30年3月30日(金曜日)号外 第19号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則	頁	
○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則…………… (長寿介護課) 1	1	○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…… (障がい福祉課) 12 ○人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則…………… (“) 20 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (“) 22

規 則

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第34号

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の指定等に関する規則 (平成11年宮崎県規則第57号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の指定等に関する規則 (趣旨)	指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者の指定等に関する規則 (趣旨)
第1条 この規則は、介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行法 (平成9年法律第124号)、健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法 (以下「旧法」という。) 及び介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号) に定めるもののほか、 <u>指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者</u> (以下「介護保険事業者等」という。) の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。 (指定等の申請)	第1条 この規則は、介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行法 (平成9年法律第124号)、健康保険法等の一部を改正する法律 (平成18年法律第83号) 附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法 (以下「旧法」という。) 及び介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第36号) に定めるもののほか、 <u>指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者</u> (以下「介護保険事業者等」という。) の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。 (指定等の申請)
第2条 法第70条第1項、 <u>第79条第1項</u> 若しくは第86条第1項の指定の申請、法第94条第1項の許可の申請又は法第115条の2第1項の指定の申請は、 <u>指定居宅サービス事業者 (指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者) 指定 (開設許可) 申請書 (別記様式第1号) によって</u> しなければならない。 (指定等の更新)	第2条 法第70条第1項若しくは第86条第1項の指定の申請、法第94条第1項若しくは第107条第1項の許可の申請又は法第115条の2第1項の指定の申請は、 <u>指定居宅サービス事業者 (介護保険施設、指定介護予防サービス事業者) 指定 (開設許可) 申請書 (別記様式第1号) に</u> 知事が別に定める書類を添えてしなければならない。 (指定等の更新)
第3条 法第70条の2第4項 (法第115条の11において準用する場合を含む。) において準用する法第70条第1項、 <u>法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項</u> 若しくは法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の指定の更新の申請、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の許可の更新の申	第3条 法第70条の2第4項 (法第115条の11において準用する場合を含む。) において準用する法第70条第1項若しくは法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の指定の更新の申請、 <u>法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項若しくは法第108条第4項において準用する法第107条第1項の許可の更</u>

請又は旧法第 107条の2第4項において準用する旧法第 107条第 1 項の指定の更新の申請は、指定居宅サービス事業者（指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（開設許可）更新申請書（別記様式第2号）によってしなければならない。

（変更等の届出）

第5条 法第75条、第82条、第89条、第99条、第 115条の5又は旧法第 111条の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書（別記様式第4号）によって、事業の再開に係るものにあつては再開届出書（別記様式第5号）によって、事業の廃止又は休止に係るものにあつては廃止（休止）届出書（別記様式第5号の2）によってしなければならない。

（指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請）

第10条 旧法第 108条第1項の規定による申請は、指定介護療養型医療施設指定変更申請書（別記様式第10号）によってしなければならない。

（公示）

第11条 法第78条、第85条、第93条、第 115条又は第 115条の10の規定による公示は、指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防サービス事業者に関する次に掲げる事項について行うものとする。

（1）～（6） [略]

第12条 知事は、法第94条第1項の許可をしたとき、又は法第 104条第1項の規定により法第94条第1項の許可を取り消し、若しくは期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を公示するものとする。

2 前項の規定による公示は、介護老人保健施設に関する次の事項について行うものとする。

（1）～（6） [略]

（市町村等への情報提供）

第13条 知事は、介護保険事業者等に関する情報のうち、次に掲げる事項の全部又は一部を、市町村、宮崎県国民健康保険団体連合会その他の機関に提供することができる。

（1）第11条各号及び前条各号に掲げる事項

（2）～（5） [略]

第14条 [略]

別記様式第1号を次のように改める。

新の申請又は旧法第 107条の2第4項において準用する旧法第 107条第1項の指定の更新の申請は、指定居宅サービス事業者（介護保険施設、指定介護予防サービス事業者）指定（開設許可）更新申請書（別記様式第2号）によってしなければならない。

（変更等の届出）

第5条 法第75条、第89条、第99条、第 113条、第 115条の5又は旧法第 111条の規定による届出は、変更に係るものにあつては変更届出書（別記様式第4号）によって、事業の再開に係るものにあつては再開届出書（別記様式第5号）によって、事業の廃止又は休止に係るものにあつては廃止（休止）届出書（別記様式第5号の2）によってなければならない。

（介護医療院の変更の許可の申請）

第10条 法第 107条第2項の規定による変更の許可の申請は、介護医療院開設許可事項変更申請書（別記様式第10号）によってしなければならない。

（指定介護療養型医療施設の指定の変更の申請）

第11条 旧法第 108条第1項の規定による申請は、指定介護療養型医療施設指定変更申請書（別記様式第11号）によってしなければならない。

（介護医療院の管理者の承認の申請）

第12条 法第 109条第1項又は第2項の承認の申請は、介護医療院管理者承認申請書（別記様式第12号）によってしなければならない。

（介護医療院の広告の許可の申請）

第13条 法第 112条第1項第4号の許可の申請は、介護医療院広告事項許可申請書（別記様式第13号）によってなければならない。

（公示）

第14条 法第78条、第93条、旧法第 115条又は法第 115条の10の規定による公示は、指定居宅サービス事業所、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防サービス事業者に関する次に掲げる事項について行うものとする。

（1）～（6） [略]

第15条 知事は、法第94条第1項又は第 107条第1項の許可をしたとき、又は法第 104条第1項若しくは第 114条の6第1項の規定により法第94条第1項若しくは第 107条第1項の許可を取り消し、若しくは期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その旨を公示するものとする。

2 前項の規定による公示は、介護老人保健施設又は介護医療院に関する次の事項について行うものとする。

（1）～（6） [略]

（市町村等への情報提供）

第16条 知事は、介護保険事業者等に関する情報のうち、次に掲げる事項の全部又は一部を、市町村、宮崎県国民健康保険団体連合会その他の機関に提供することができる。

（1）第14条各号及び前条第2項各号に掲げる事項

（2）～（5） [略]

第17条 [略]

別記
様式第 1 号 (第 2 条関係)

受付番号 ※

指定居宅サービス事業者 (介護保険施設、指定介護予防サービス事業者) 指定 (開設許可) 申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住 所
氏 名 ⑤
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

介護保険法第 条第 項に規定する指定居宅サービス事業者 (介護保険施設、指定介護予防サービス事業者) の指定 (開設許可) を、関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号 ※

申請 (開設) 者	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 都 道 府 県 郡 市 区 (ビルの名称等)					
	申請者連絡先	電話番号	FAX 番号				
	法人の種類	法人所轄庁					
	代表者の職・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日			
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 都 道 府 県 郡 市 区 (ビルの名称等)					
	フリガナ						
	名称						
	事業所等の所在地	(郵便番号 ー) 都 道 府 県 郡 市 区 (ビルの名称等)					
指定 (開設許可) を受けようとする事業所・施設の種類	事業所連絡先	代表電話番号					
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定 (許可) 申請をする事業等 (事業開始予定年月日)	既に指定等を受けている事業等 (指定 (許可) 年月日)			
	指定居宅サービス	訪問介護					
		訪問入浴介護					
		訪問看護					
		訪問リハビリテーション					
		居宅療養管理指導					
		通所介護					
		通所リハビリテーション					
		短期入所生活介護					
		短期入所療養介護					
		特定施設入居者生活介護					
	施設	福祉用具貸与					
		特定福祉用具販売					
		介護老人福祉施設					
		介護老人保健施設					
		介護医療院					
		指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護				
			介護予防訪問看護				
			介護予防訪問リハビリテーション				
			介護予防居宅療養管理指導				
			介護予防通所リハビリテーション				
	介護予防短期入所生活介護						
介護予防短期入所療養介護							
介護予防特定施設入居者生活介護							
介護予防福祉用具貸与							
特定介護予防福祉用具販売							
介護保険事業所番号				(既に指定又は許可を受けている場合)			
医療機関コード等				事業所区分			

備考 1 ※印欄には、記入しないでください。

- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄は、当該法人に法人格を付与した行政庁（大臣、都道府県知事等）がある場合には、その名称を記入してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請する事業又は施設にあつては「◎」と、既に指定又は許可を受けている事業又は施設にあつては「○」と、指定又は許可があつたとみなされた事業又は施設にあつては「みなし」と記入してください。
- 5 「指定（許可）年月日」欄は、介護保険法に基づき指定事業者又は老人保健施設若しくは介護医療院として指定又は許可された年月日（同法第 71 条又は第 72 条の規定により指定があつたものとみなされたものについては保健医療機関等の指定を受けた年月日を、介護保険法施行法第 4 条、第 5 条、第 7 条又は第 8 条の規定により指定又は許可があつたものとみなされた事業又は施設については「12. 4. 1」）を記入してください。
- 6 「医療機関コード等」欄は、保険医療機関、保険薬局、老人保健施設、介護医療院又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合にあつては、そのコードを記入してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記入してください。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																																																																						
<p>様式第 2 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>指定居宅サービス事業者 (指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者) 指定 (開設許可) 更新申請書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>[略]</p> <p>介護保険法第 条第 項に規定する指定介護サービス事業者 (指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者) の指定 (開設許可) 更新を、関係書類を添えて申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">更新を受けようとする事業等の種類</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">更新を受けようとする事業等の種類</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">実施事業</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">更新年月日</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">現に受けている指定 (許可) の有効期間満了日</td> </tr> <tr> <td>指定居宅サービス</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>居宅介護支援事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">更新を受けようとする事業所・施設の種類の種類</td> <td style="text-align: center;">施設</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護療養型医療施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">指定介護予防サービスの種類</td> <td></td> <td>介護予防訪問介護</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護予防訪問入浴介護</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護予防居宅療養管理指導</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護予防通所介護</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]					更新を受けようとする事業等の種類	更新を受けようとする事業等の種類	実施事業	更新年月日	現に受けている指定 (許可) の有効期間満了日	指定居宅サービス	[略]				居宅介護支援事業				更新を受けようとする事業所・施設の種類の種類	施設	[略]				介護療養型医療施設			指定介護予防サービスの種類		介護予防訪問介護				介護予防訪問入浴介護				[略]				介護予防居宅療養管理指導				介護予防通所介護					[略]				<p>様式第 2 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>指定居宅サービス事業者 (介護保険施設、指定介護予防サービス事業者) 指定 (開設許可) 更新申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>[略]</p> <p>介護保険法第 条第 項に規定する指定居宅サービス事業者 (介護保険施設、指定介護予防サービス事業者) の指定 (開設許可) 更新を、関係書類を添えて申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">更新を受けようとする事業等の種類</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">更新を受けようとする事業等の種類</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">実施事業</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">更新年月日</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">現に受けている指定 (許可) の有効期間満了日</td> </tr> <tr> <td>指定居宅サービス</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">更新を受けようとする事業所・施設の種類の種類</td> <td style="text-align: center;">施設</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護療養型医療施設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>介護医療院</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">指定介護予防サービスの種類</td> <td></td> <td>介護予防訪問入浴介護</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>介護予防居宅療養管理指導</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]					更新を受けようとする事業等の種類	更新を受けようとする事業等の種類	実施事業	更新年月日	現に受けている指定 (許可) の有効期間満了日	指定居宅サービス	[略]			更新を受けようとする事業所・施設の種類の種類	施設	[略]				介護療養型医療施設					介護医療院			指定介護予防サービスの種類		介護予防訪問入浴介護				[略]					介護予防居宅療養管理指導				[略]			
[略]																																																																																																							
更新を受けようとする事業等の種類	更新を受けようとする事業等の種類	実施事業	更新年月日	現に受けている指定 (許可) の有効期間満了日																																																																																																			
	指定居宅サービス	[略]																																																																																																					
	居宅介護支援事業																																																																																																						
更新を受けようとする事業所・施設の種類の種類	施設	[略]																																																																																																					
		介護療養型医療施設																																																																																																					
指定介護予防サービスの種類		介護予防訪問介護																																																																																																					
		介護予防訪問入浴介護																																																																																																					
		[略]																																																																																																					
		介護予防居宅療養管理指導																																																																																																					
	介護予防通所介護																																																																																																						
	[略]																																																																																																						
[略]																																																																																																							
更新を受けようとする事業等の種類	更新を受けようとする事業等の種類	実施事業	更新年月日	現に受けている指定 (許可) の有効期間満了日																																																																																																			
	指定居宅サービス	[略]																																																																																																					
更新を受けようとする事業所・施設の種類の種類	施設	[略]																																																																																																					
		介護療養型医療施設																																																																																																					
		介護医療院																																																																																																					
指定介護予防サービスの種類		介護予防訪問入浴介護																																																																																																					
		[略]																																																																																																					
		介護予防居宅療養管理指導																																																																																																					
	[略]																																																																																																						
<p>様式第 3 号 (第 4 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>知事 殿</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 申出を行う居宅サービスについて○印を付してください</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>2 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。</p> <p>様式第 4 号 (第 5 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>知事 殿 (様)</p>	<p>様式第 3 号 (第 4 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>[略]</p> <p>備考 申出を行う居宅サービスについて○印を付してください。</p> <p>様式第 4 号 (第 5 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県知事 殿</p>																																																																																																						

<p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">変更があった事項</th> <th>変更の内容</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>8 事業所（施設）の管理者の氏名、 生年月日及び住所（介護老人保健 施設を除く。）</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 1・2 [略]</p> <p>3 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の 共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州 各県で使用できます。</p> <p>様式第 5 号（第 5 条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">知事 殿（様）</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 事業の再開に係る届出にあっては、介護保険法施行規則 に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 に関する書類を添付してください。</p> <p>2 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の 共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州 各県で使用できます。</p> <p>様式第 5 号の 2（第 5 条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">知事 殿（様）</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 廃止又は休止する日の 1 月前までに届け出てください。</p> <p>2 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の 共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州 各県で使用できます。</p> <p>様式第 6 号（第 6 条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">知事 殿</p> <p>[略]</p> <p>備考 1 指定を辞退する日の 1 カ月前までに届け出てください。</p> <p>2 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の 共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州 各県で使用できます。</p> <p>様式第 7 号（第 7 条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">知事 殿</p> <p>[略]</p> <p>備考 1・2 [略]</p> <p>3 この様式は、九州各県（沖縄を除く。以下同じ。）の共 通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各 県で使用できます。</p> <p>様式第 8 号（第 8 条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">知事 殿</p> <p>[略]</p> <p>備考 1・2 [略]</p> <p>3 この様式は、九州各県（沖縄を除く。以下同じ。）の共 通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各</p>	[略]		変更があった事項	変更の内容	[略]	[略]	8 事業所（施設）の管理者の氏名、 生年月日及び住所（介護老人保健 施設を除く。）	[略]	[略]	[略]		<p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">変更があった事項</th> <th>変更の内容</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>8 事業所（施設）の管理者の氏名、 生年月日及び住所</td> <td rowspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>備考 1・2 [略]</p> <p>様式第 5 号（第 5 条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">宮崎県知事 殿</p> <p>[略]</p> <p>備考 事業の再開に係る届出にあっては、介護保険法施行規則に 定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関 する書類を添付してください。</p> <p>様式第 5 号の 2（第 5 条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">宮崎県知事 殿</p> <p>[略]</p> <p>備考 廃止し、又は休止する日の 1 月前までに届け出てください 。</p> <p>様式第 6 号（第 6 条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">宮崎県知事 殿</p> <p>[略]</p> <p>備考 指定を辞退する日の 1 月前までに届け出てください。</p> <p>様式第 7 号（第 7 条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">宮崎県知事 殿</p> <p>[略]</p> <p>備考 1・2 [略]</p> <p>様式第 8 号（第 8 条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">宮崎県知事 殿</p> <p>[略]</p> <p>備考 1・2 [略]</p>	[略]		変更があった事項	変更の内容	[略]	[略]	8 事業所（施設）の管理者の氏名、 生年月日及び住所	[略]	[略]	[略]	
[略]																							
変更があった事項	変更の内容																						
[略]	[略]																						
8 事業所（施設）の管理者の氏名、 生年月日及び住所（介護老人保健 施設を除く。）	[略]																						
[略]																							
[略]																							
[略]																							
変更があった事項	変更の内容																						
[略]	[略]																						
8 事業所（施設）の管理者の氏名、 生年月日及び住所	[略]																						
[略]																							
[略]																							

<p>県で使用できます。</p> <p>様式第9号（第9条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>知事 殿</p> <p>〔略〕</p> <p>備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。</p>	<p>様式第9号（第9条関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p>〔略〕</p>
--	--

別記様式第10号を削り、別記様式第9号の次に次の4様式を加える。

様式第10号 (第10条関係)

介護医療院開設許可事項変更申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

開設者 名 称

代表者職・氏名 ⑩

次のとおり介護医療院の開設許可事項の変更の許可を申請します。

介護保険事業所番号																			
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申請に係る施設		名 称
		所在地
開設許可年月日		年 月 日
変更年月日		年 月 日
変更事項		変 更 の 内 容
1	敷地面積	(変更前)
2	建物構造	
3	施設の共用の場合の利用計画	
4	運営規程 (職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る。)	(変更後)
5	協力病院の変更	

- 備考 1 該当項目番号に○を付してください。
 2 変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第11号 (第11条関係)

指定介護療養型医療施設指定変更申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所
 開設者 (所在地)
 氏名 ㊟
 (名称及び代表者職・氏名)

次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の変更を申請します。

	介護保険事業所番号									
申請に係る施設	名称									
	所在地									
開設者 (法人にあっては、代表者) の氏名等	氏名									
	生年月日									
	住所									
	職名									
当該申請に係る施設の指定介護療養型医療施設の類型	1 療養病床を有する病院 2 療養病床を有する診療所 3 老人性認知症患者療養病棟を有する病院									
入院患者の推定数 (申請に係る事業を行う部分に限る。)										
入院患者の定員 (申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)	(変更前)					(変更後)				

備考1 「当該申請に係る施設の指定介護療養型医療施設の類型」欄については、該当項目番号に○を付してください。

備考2 次の書類 (当該申請に係る病棟又は病室に係るものに限る。)を添付してください。

- (1) 施設の使用許可証の写し
- (2) 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- (3) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態

様式第12号 (第12条関係)

介護医療院管理者承認申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

開設者 名 称

代表者職・氏名 ⑩

次のとおり介護医療院の管理者の承認を申請します。

介護保険事業所番号

申請に係る施設	名 称
	所在地
管理者になろうとする者の氏名、住所及び資格	氏 名
	住 所
	資 格
申請理由	1 新規開設のため 2 管理者の変更のため

備考1 管理者になろうとする者の経歴等を添付してください。

2 「申請理由」欄については、該当項目番号に○を付してください。

様式第13号 (第13条関係)

介護医療院広告事項許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地

開設者 名 称

代表者職・氏名 ㊟

介護保険法第 112条第 1 項第 4 号の規定により、次のとおり介護医療院に係る広告事項の許可を申請します。

介護保険事業所番号	
許可を受けようとする広告事項	
広告の内容	
広告の方法	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定（「第 115条」を「旧法第 115条」に、「第 115条の10」を「法第 115条の10」に改める部分に限る。）及び第13条第 1号の改正規定（「前条各号」を「前条第 2項各号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の指定等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第35号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和45年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	(指定障害児通所支援事業者等の指定の申請書等)
	第6条の2 省令第18条の27第1項又は第2項及び第25条の21第1項又は第2項の申請書は、 <u>指定障害児（通所・入所）支援指定（更新）申請書（別記様式第14号の2）</u> によるものとする。
	2 省令第18条の34の2及び第25条の21の3の申請書は、 <u>特定障害児通所支援（障害児入所支援）指定変更申請書（別記様式第14号の3）</u> によるものとする。
	3 <u>前2項の規定による申請の際に添付すべき書類は、知事が別に定める。</u>
(障害児入所給付費等の支給の申請書等)	(障害児入所給付費等の支給の申請書等)
第6条の2 省令第25条の7第1項の申請書は、障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額、免除等申請書 <u>（別記様式第14号の2）</u> によるものとする。	第6条の3 省令第25条の7第1項の申請書は、障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額、免除等申請書 <u>（別記様式第14号の4）</u> によるものとする。
2 知事は、前項の障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額、免除等申請書の提出があった場合において、障害児入所給付費の支給を決定したときは障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給決定通知書兼利用者負担額減額、免除等決定通知書 <u>（別記様式第14号の3）</u> 、障害児入所給付費の支給をしないことを決定したときは却下決定通知書 <u>（別記様式第14号の4）</u> により、当該申請書を提出した者に、通知するものとする。	2 知事は、前項の障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給申請書兼利用者負担額減額、免除等申請書の提出があった場合において、障害児入所給付費の支給を決定したときは障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給決定通知書兼利用者負担額減額、免除等決定通知書 <u>（別記様式第14号の5）</u> 、障害児入所給付費の支給をしないことを決定したときは却下決定通知書 <u>（別記様式第14号の6）</u> により、当該申請書を提出した者に、通知するものとする。
(入所受給者証)	(入所受給者証)
第6条の3 法第24条の3第6項の入所受給者証は、障害児入所受給者証 <u>（別記様式第14号の5）</u> によるものとする。	第6条の4 法第24条の3第6項の入所受給者証は、障害児入所受給者証 <u>（別記様式第14号の7）</u> によるものとする。
2 知事は、法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給を決定したときは、障害児入所医療受給者証 <u>（別記様式第14号の6）</u> を前項の障害児入所受給者証と併せて交付するものとする。	2 知事は、法第24条の20第1項の障害児入所医療費の支給を決定したときは、障害児入所医療受給者証 <u>（別記様式第14号の8）</u> を前項の障害児入所受給者証と併せて交付するものとする。
(障害児入所給付費等の支給内容の変更の届出書等)	(障害児入所給付費等の支給内容の変更の届出書等)
第6条の4 省令第25条の7第7項の届出書は、同条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更にあつては支給内容変更届出書 <u>（別記様式第14号の7）</u> 、負担上限月額等の算定のために必要な事項の変更にあつては障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給変更申請書兼利用者負担額減額、免除等変更届出書 <u>（別記様式第14号の8）</u> によるものとする。	第6条の5 省令第25条の7第7項の届出書は、同条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更にあつては支給内容変更届出書 <u>（別記様式第14号の9）</u> 、負担上限月額等の算定のために必要な事項の変更にあつては障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給変更申請書兼利用者負担額減額、免除等変更届出書 <u>（別記様式第14号の10）</u> によるものとする。
2 知事は、前項の障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給変更申請書兼利用者負担額減額、免除等変更届出書の提出があった場合において、変更の決定をしたときは、障害児入所	2 知事は、前項の障害児入所給付費（特定入所障害児食費等給付費）支給変更申請書兼利用者負担額減額、免除等変更届出書の提出があった場合において、変更の決定をしたときは、障害児入所

給付費(特定入所障害児食費等給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額、免除等変更決定通知書(別記様式第14号の9)により、当該入所給付決定保護者に通知するものとする。

(受給者証の再交付の申請書)

第6条の5 省令第25条の7第10項の申請書は、受給者証再交付申請書(別記様式第14号の10)によるものとする。

(障害児入所給付費等の支給決定の取消しの通知)

第6条の6 省令第25条の14第1項の書面は、支給決定取消通知書(別記様式第14号の11)によるものとする。

(高額障害児入所給付費の支給の申請書等)

第6条の7 省令第25条の17第1項の申請書は、高額障害児入所給付費支給申請書(別記様式第14号の12)によるものとする。

2 知事は、前項の高額障害児入所給付費支給申請書の提出があった場合において、高額障害児入所給付費の支給又は不支給を決定をしたときは、高額障害児入所給付費支給(不支給)決定通知書(別記様式第14号の13)により、当該施設入所給付決定保護者に通知するものとする。

(指定障害児入所支援等の指定の申請書)

第6条の8 省令第25条の21第1項又は第2項の申請書は、指定障害児(通所・入所)支援指定(更新)申請書(別記様式第14号の14)によるものとする。

(変更の届出)

第6条の9 法第21条の5の19第1項又は第24条の13の規定による変更の届出は、変更届出書(別記様式第14号の15)によってするものとする。

(指定の辞退)

第6条の10 法第24条の14の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(別記様式第14号の16)によってするものとする。

(廃止、休止又は再開の届出)

第6条の11 法第21条の5の19の規定による届出は、廃止・休止・再開届出書(別記様式第14号の17)によってするものとする。

(指定等の公示)

第6条の12 法第21条の5の24及び第24条の18の規定による公示は、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設に関する次に掲げる事項についてするものとする。

(1)～(6) [略]

第6条の13 [略]

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第6条の14 法第21条の5の25第2項第1号(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による届出又は法第21条の5の25第4項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による区分の変更の届出は、業務管理体制(整備・区分の変更)に係る届出書(別記様式第14号の18)によってするものとする。

2 法第21条の5の25第3項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による届出事項の変更の届出は、業務管理体制(届出事項の変更)に係る届出書(別記様式第14号の19)によってするものとする。

(一時保護後の処置)

第16条の2 児童相談所の長は、法第33条第1項、第2項、第8項

給付費(特定入所障害児食費等給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額、免除等変更決定通知書(別記様式第14号の11)により、当該入所給付決定保護者に通知するものとする。

(受給者証の再交付の申請書)

第6条の6 省令第25条の7第10項の申請書は、受給者証再交付申請書(別記様式第14号の12)によるものとする。

(障害児入所給付費等の支給決定の取消しの通知)

第6条の7 省令第25条の14第1項の書面は、支給決定取消通知書(別記様式第14号の13)によるものとする。

(高額障害児入所給付費の支給の申請書等)

第6条の8 省令第25条の17第1項の申請書は、高額障害児入所給付費支給申請書(別記様式第14号の14)によるものとする。

2 知事は、前項の高額障害児入所給付費支給申請書の提出があった場合において、高額障害児入所給付費の支給又は不支給を決定したときは、高額障害児入所給付費支給(不支給)決定通知書(別記様式第14号の15)により、当該施設入所給付決定保護者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条の9 法第21条の5の20第3項又は第24条の13第3項の規定による変更の届出は、変更届出書(別記様式第14号の16)によってするものとする。

(廃止、休止又は再開の届出)

第6条の10 法第21条の5の20第3項の規定による再開の届出及び同条第4項の規定による廃止又は休止の届出は、廃止・休止・再開届出書(別記様式第14号の17)によってするものとする。

(指定等の公示)

第6条の11 法第21条の5の25及び第24条の18の規定による公示は、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設に関する次に掲げる事項についてするものとする。

(1)～(6) [略]

第6条の12 [略]

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第6条の13 法第21条の5の26第2項第1号(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による届出又は法第21条の5の26第4項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による区分の変更の届出は、業務管理体制(整備・区分の変更)に係る届出書(別記様式第14号の18)によってするものとする。

2 法第21条の5の26第3項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による届出事項の変更の届出は、業務管理体制(届出事項の変更)に係る届出書(別記様式第14号の19)によってするものとする。

(指定の辞退)

第6条の14 法第24条の14の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(別記様式第14号の20)によってするものとする。

(一時保護後の処置)

第16条の2 児童相談所の長は、法第33条第1項、第2項、第10項

又は第9項の規定により、児童又は保護延長者の一時保護を行い、又は行わせたときは、速やかに、一時保護の開始の期日及び場所を児童の保護者又は保護延長者の監護者に通知しなければならない。

又は第11項の規定により、児童又は保護延長者の一時保護を行い、又は行わせたときは、速やかに、一時保護の開始の期日及び場所を児童の保護者又は保護延長者の監護者に通知しなければならない。

別記様式第8号中「様式第8号」を「様式第8号（第5条関係）」に改める。

別記様式第9号中「様式第9号」を「様式第9号（第5条関係）」に改める。

別記様式第10号中「様式第10号」を「様式第10号（第5条関係）」に改める。

別記様式第12号中「様式第12号」を「様式第12号（第6条関係）」に改める。

別記様式第13号中「様式第13号」を「様式第13号（第6条関係）」に改める。

別記様式第14号中「様式第14号」を「様式第14号（第6条関係）」に改める。

別記様式第14号の16を削り、別記様式第14号の15を別記様式第14号の16とする。

別記様式第14号の14を削る。

別記様式第14号の13中「（第6条の7関係）」を「（第6条の8関係）」に改め、同様式を別記様式第14号の15とする。

別記様式第14号の12中「（第6条の7関係）」を「（第6条の8関係）」に改め、同様式を別記様式第14号の14とする。

別記様式第14号の11中「（第6条の6関係）」を「（第6条の7関係）」に改め、同様式を別記様式第14号の13とする。

別記様式第14号の10中「（第6条の5関係）」を「（第6条の6関係）」に改め、同様式を別記様式第14号の12とする。

別記様式第14号の9中「（第6条の4関係）」を「（第6条の5関係）」に改め、同様式を別記様式第14号の11とする。

別記様式第14号の8中「（第6条の4関係）」を「（第6条の5関係）」に改め、同様式を別記様式第14号の10とする。

別記様式第14号の7中「（第6条の4関係）」を「（第6条の5関係）」に改め、同様式を別記様式第14号の9とする。

別記様式第14号の6中「（第6条の3関係）」を「（第6条の4関係）」に改め、同様式を別記様式第14号の8とする。

別記様式第14号の5中「（第6条の3関係）」を「（第6条の4関係）」に改め、同様式を別記様式第14号の7とする。

別記様式第14号の4中「（第6条の2関係）」を「（第6条の3関係）」に改め、同様式を別記様式第14号の6とする。

別記様式第14号の3中「（第6条の2関係）」を「（第6条の3関係）」に改め、同様式を別記様式第14号の5とする。

別記様式第14号の2中「（第6条の2関係）」を「（第6条の3関係）」に改め、同様式を別記様式第14号の4とする。

別記様式第14号の次に次の2様式を加える。

様式第14号の2 (第6条の2関係)

受付番号

指定障害児 (通所・入所) 支援指定 (更新) 申請書

宮崎県知事 殿

年 月 日

申請者 (設置者) 所在地
名称
代表者

印

児童福祉法に規定する指定障害児 (通所・入所) 支援に係る指定 (指定の更新) を受けたいため、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ											
	名 称											
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 —) 県 郡・市									
	法人である場合その種別		法人所轄庁									
	連絡先	電話番号	F A X 番号									
	代表者の職・氏名	職 名	フリガナ		氏 名							
指定を受けようとする事業等の種類	フリガナ											
	名 称											
	施設又は事業所の所在地		(郵便番号 —) 県 郡・市									
	事業等の種別				指定申請する事業等の支援開始年月日				様 式			
	同一施設内において行う事業等の種類				事 業 所 番 号							
	備 考											

(備考)

- 1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
- 5 「事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合には、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 6 共生型障害児通所支援の申請を行う場合は、「備考」欄に「共生型」と記入し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は介護保険法に基づく相当するサービスの指定を受けたことを証する書面の写しを添付して申請してください。

様式第14号の3 (第6条の2関係)

受付番号

特定障害児通所支援 (障害児入所支援) 指定変更申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

印

特定障害児通所支援 (障害児入所支援) に係る指定の変更を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ												
	名 称												
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 —) 県 郡・市										
	法人である場合その種別		法人所轄庁										
	連絡先	電話番号	F A X 番 号										
	代表者の職・氏名		職 名	フリガナ		氏 名							
代表者の住所		(郵便番号 —) 県 郡・市											
指定を受けようとする事業等の種類	フリガナ												
	名 称												
	施設又は事業所の所在地		(郵便番号 —) 県 郡・市										
	事業等の種別			指定申請する事業等の支援開始年月日				様 式					
	同一施設内において行う事業等の種類			事 業 所 番 号									
	備 考												

(備考)

- 1 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
- 5 「事業所番号」欄には、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合には、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 6 共生型障害児通所支援の申請を行う場合は、「備考」欄に「共生型」と記入し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は介護保険法に基づく相当するサービスの指定を受けたことを証する書面の写しを添付して申請してください。

別記様式第14号の17を次のように改める。

様式第14号の17 (第6条の10関係)

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
事 業 者 (所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名) 印

次のとおり支援の廃止 (休止・再開) をしましたので届け出ます。

		事業所番号				
廃止 (休止・再開) する施設		名 称				
		所 在 地				
廃止・休止・再開する年月日			年 月 日			
※ 廃止 又は 休止 する 場合 のみ 記入	廃止・休止する理由					
	現に指定 (入所・通所) 支援を受けている者に対する措置					
	措置の具体的内容					
	現に指定通所支援を受けている者の氏名	保護者氏名	保護者連絡先	受給者証番号	引き続き指定通所支援に相当する支援の提供を希望する旨の申出の有無	引き続き指定通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援を継続的に提供する他の指定障害児通所支援事業者の名称
休止予定期間			年 月 日 ~ 年 月 日			

- (注) 1 支援の再開に係る届出にあつては、当該施設に係る職員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
2 再開の場合は、休止した事業を再開したときから10日以内に届け出てください。
3 休止又は廃止の場合は、指定通所支援事業を廃止又は休止しようとする日の1月前までに届け出てください。

別記様式第14号の18中「（第6条の14関係）」を「（第6条の13関係）」に、「第21条の5の25第2項又は第4項」を「第21条の5の26第2項又は第4項」に、「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に、「第21条の5の25第4項」を「第21条の5の26第4項」に改める。

別記様式第14号の19中「（第6条の14関係）」を「（第6条の13関係）」に、「第21条の5の25第3項」を「第21条の5の26第3項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第14号の20 (第6条の14関係)

指定辞退届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

設置者 住 所
 (所在地)
 氏 名 印
 (名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

		事業所番号			
指定を辞退する施設		名 称			
		所 在 地			
指定を受けた年月日		年 月 日			
指定を辞退する年月日		年 月 日			
指定を辞退する理由					
現に指定入所している者に対する措置					
措置の具体的内容					
現に入所している 児童の氏名	保護者氏名	保護者 連絡先	受給者証番号	引き続き障害児 入所支援に相当 するサービスの 提供を希望する 旨の申出の有無	引き続き障害児入所支援に 相当するサービスの提供を 希望する者に対し、必要な 障害児入所支援を継続的に 提供する他の指定障害児入 所施設等の名称

(注) 指定を辞退する日の3月前までに届け出てください。

- 別記様式第29号（その1）中「様式第29号（その1）」を「様式第29号（その1）（第17条関係）」に改める。
 別記様式第29号の2（その1）中「様式第29号の2（その1）」を「様式第29号の2（その1）（第17条関係）」に改める。
 別記様式第30号中「様式第30号」を「様式第30号（第17条関係）」に改める。
 別記様式第31号中「様式第31号」を「様式第31号（第17条関係）」に改める。
 別記様式第33号中「様式第33号」を「様式第33号（第20条関係）」に改める。
 別記様式第34号中「様式第34号」を「様式第34号（第20条関係）」に改める。
 別記様式第35号中「様式第35号」を「様式第35号（第21条関係）」に改める。
 別記様式第36号中「様式第36号」を「様式第36号（第22条関係）」に改める。
 別記様式第37号中「様式第37号」を「様式第37号（第22条関係）」に改める。
 別記様式第38号中「様式第38号」を「様式第38号（第23条関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - （1） 別記様式第8号から別記様式第10号までの改正規定、別記様式第12号から別記様式第14号までの改正規定、別記様式第29号（その1）の改正規定、別記様式第29号の2（その1）の改正規定、別記様式第30号の改正規定、別記様式第31号の改正規定及び別記様式第33号から別記様式第38号までの改正規定 公布の日
 - （2） 第16条の2の改正規定 平成30年4月2日（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第36号

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則（平成12年宮崎県規則第119号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
（変更の協議）			（変更の協議）		
第8条 条例第17条の規定による変更の協議は、公共的施設変更事前協議書（別記様式第3号）に第6条第2項に規定する書類のうち変更に係るものを添付してしなければならない。			第8条 条例第17条の規定による変更の協議は、公共的施設変更事前協議書（別記様式第3号）に第6条第2項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付してなければならない。		
（特例の適用を受ける者）			（特例の適用を受ける者）		
第13条 条例第29条第1項の規則で定めるものは、法令の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の規定の適用について国又は地方公共団体とみなされる法人とする。			第13条 条例第29条第1項の規則で定める者は、法令の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の規定の適用について国又は地方公共団体とみなされる法人とする。		
2 [略]			2 [略]		
別表第1（第2条、第3条関係）			別表第1（第2条、第3条関係）		
第1 建築物			第1 建築物		
区分	公共的施設	特定公共的施設	区分	公共的施設	特定公共的施設
1 福祉 保健施 設	(1)～(6) [略] (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条第1項に規定する母子・父子福祉施設 (8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康センター (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護	[略]	1 福祉 保健施 設	(1)～(6) [略] (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子・父子福祉施設 (8) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護	[略]

	老人保健施設 (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。)を提供する施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター、 <u>同条第26項に規定する福祉ホーム、同法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた身体障害者更生援護施設、同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者援護施設</u> (11) [略]				老人保健施設 (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。)を提供する施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター <u>及び同条第26項に規定する福祉ホーム</u> (11) [略]	
	[略]				[略]	
5 官公庁施設	国、地方公共団体及び第13条に定める者の事務又は事業の用に供する施設(他の項に掲げる公共的施設及び不特定かつ多数の者が利用しない施設を除く。)		[略]		5 官公庁施設 国、地方公共団体及び第13条第1項に定める者の事務又は事業の用に供する施設(他の項に掲げる公共的施設及び不特定かつ多数の者が利用しない施設を除く。)	[略]
6 公益施設	(1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定する <u>一般ガス事業者の事務所</u> (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する <u>一般電気事業者の事務所</u> (3) [略]				6 公益施設 (1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第3項に規定する <u>ガス小売事業者の事務所</u> (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する <u>小売電気事業者の事務所</u> (3) [略]	
7 教育施設	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校(以下「学校」という。) (2)・(3) [略]		[略]		7 教育施設 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校 (2)・(3) [略]	[略]
	[略]				[略]	
	第2～第4 [略]				第2～第4 [略]	

第2条 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第2条、第3条関係)			別表第1(第2条、第3条関係)		
第1 建築物			第1 建築物		
区分	公共的施設	特定公共的施設	区分	公共的施設	特定公共的施設
1 福祉保健施設	(1)～(8) [略] (9) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設	[略]	1 福祉保健施設	(1)～(8) [略] (9) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定	[略]

<p>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。）を提供する施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、<u>同条第25項</u>に規定する地域活動支援センター及び<u>同条第26項</u>に規定する福祉ホーム</p> <p>(11) [略]</p> <p>[略]</p> <p>第 2 ～ 第 4 [略]</p>	<p style="text-align: center;">する介護医療院</p> <p>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援を除く。）を提供する施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、<u>同条第27項</u>に規定する地域活動支援センター及び<u>同条第28項</u>に規定する福祉ホーム</p> <p>(11) [略]</p> <p>[略]</p> <p>第 2 ～ 第 4 [略]</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年宮崎県規則第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の申請)</p> <p>第 2 条 法第36条第 1 項（法第41条第 4 項において準用する場合を含む。）<u>、第38条（法第41条第 4 項において準用する場合を含む。）</u>又は第51条の19第 1 項（第51条の21第 2 項において準用する場合を含む。）の申請は、指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所）指定（更新）申請書（別記様式第 1 号）<u>によってするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(指定障害福祉サービス事業者等の指定の変更の申請)</p> <p>第 3 条 法第37条第 1 項又は第39条第 1 項の申請は、<u>特定障害福祉サービス事業所指定変更申請書（別記様式第 2 号）</u>によってするものとする。</p> <p style="text-align: center;">(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の公示)</p> <p>第 6 条 法第51条又は<u>第51条の30</u>の規定による公示は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者（以下「指定事業者等」という。）に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の申請)</p> <p>第 2 条 法第36条第 1 項若しくは<u>第38条第 1 項</u>（これらの規定を法第41条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第51条の19第 1 項（法第51条の21第 2 項において準用する場合を含む。）の申請は、指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業所）指定（更新）申請書（別記様式第 1 号）<u>に知事が別に定める書類を添えてするものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(指定障害福祉サービス事業者等の指定の変更の申請)</p> <p>第 3 条 法第37条第 1 項又は第39条第 1 項の申請は、<u>特定障害福祉サービス事業所等指定変更申請書（別記様式第 2 号）</u>によってするものとする。</p> <p style="text-align: center;">(指定障害福祉サービス事業者等の指定等の公示)</p> <p>第 6 条 法第51条又は<u>第51条の30第 1 項</u>の規定による公示は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者（以下「指定事業者等」という。）に関する次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>

別記様式第 1 号備考 5 中「すべて」を「全て」に改め、同様式備考に次のように加える。

6 共生型障害福祉サービスの指定又は指定の更新の申請を行う場合は、「備考」欄に「共生型」と記載し、児童福祉法又は介護保険法に基づく相当するサービスの指定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

別記様式第 1 号の付表 1 から付表13までを削る。

別記様式第 2 号中「指定就労継続支援 B 型事業所」を「指定就労継続支援 A 型事業所、指定就労継続支援 B 型事業所」に、「すべて」を「全て」に改める。

別記様式第 4 号及び別記様式第 5 号を次のように改める。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

指定障害福祉サービス事業所等廃止 (休止、再開) 届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
事 業 者 (所在地)
氏 名 ㊦
(名称及び代表者氏名)

次のとおり事業を廃止 (休止、再開) するので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 46 条第 1 項 (第 46 条第 2 項、第 51 条の 25 第 1 項、第 51 条の 25 第 2 項) の規定により届け出ます。

		事業所番号			
廃止 (休止、再開) する事業所		名 称			
		所 在 地			
廃止 (休止、再開) する年月日			年 月 日		
※ 廃止 又は 休止 する 場合 のみ 記入	廃止 (休止) する理由				
	現に指定障害福祉サービス等を受けている者に対する措置				
	現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名	連絡先	受給者証番号	引き続き指定障害福祉サービス等に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無	引き続き指定障害福祉サービス等に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業所等の名称
休止予定期間			年 月 日から 年 月 日まで		

備考

- 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 廃止、休止の場合は、その廃止又は休止の日の 1 月前までに届け出てください。
- 3 再開の場合は、再開の日から 10 日以内に届け出てください。

様式第 5 号 (第 5 条関係)

指定障害者支援施設指定辞退申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
 設 置 者 (所在地)
 氏 名 ㊟
 (名称及び代表者氏名)

次のとおり指定を辞退したいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第47条の規定により申し出ます。

		事業所番号		
指定を辞退する施設		名 称		
		所 在 地		
指定を受けた年月日		年 月 日		
指定を辞退する年月日		年 月 日		
指定を辞退する理由				
現に施設に入所している者に対する措置				
現に施設障害福祉サービスを受けている者の氏名	連絡先	受給者証番号	引き続き施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無	引き続き施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な施設障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害者支援施設等の名称

備考 指定を辞退する日の3月前までに申し出てください。

別記様式第 6 号及び別記様式第 7 号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第 13 号中「第 58 条第 1 項」を「第 53 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定及び第 6 条の改正規定並びに別記様式第 2 号の改正規定、別記様式第 6 号及び別記様式第 7 号の改正規定並びに別記様式第 13 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

